

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第11号

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例

千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同条第2号中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「居宅要支援被保険者等」の次に「（次号に掲げる居宅要支援被保険者等を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70（次条の規定の適用を受ける者にあつては100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合）

第2条の5中「並びに第4項」を「、第4項並びに第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前条第3号に掲げる者 100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合

第2条の6第1項第1号中「80分の100」の次に「、第2条の4第3号に掲げる者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）にあつては70分の100」を加え、「割合）」を「割合、同条第3号に掲げる者にあつては100分の100を同号に規定する市長が定める割合で除して得た割合）」に改める。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「前項第1号」の次に「から第3号まで」を加え、「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「同号」を「これら」に、「28,620円」を「規則で定める額」に改める。

第12条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の4第1号及び第2号の改正規定、同条に1号を加える改正規定、第2条の5の改正規定、同条に1号を加える改正規定並びに第2条の6第1項第1号、第3条第1項第6号ア及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の6第1項第1号の規定は、平成30年8月1日から適用する。
- 3 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、平成31年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、平成30年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。